

償却資産の申告

事業者は、法の定めにより毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。

◎対象となる資産

土地および家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの。(個人が貸駐車場や賃貸マンションなどに設置する塀、フェンス、外構等を含む)ただし、自動車税等の対象車両や、耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で一時に損金算入したものなどは対象外となる場合があります。

◎申告書

◇昨年度の申告事業者

12月中に郵送します。

◇今年初めての申告事業者

申し出があれば郵送します。

※市役所ホームページからもダウンロードできます。

不明な場合は、次の書類を(持参の上、窓口にお越しください)

◇法人税および所得税申告書の減価償却費の計算書(写)

◇償却資産の購入・売却などにかかる伝票、領収書あるいは見積書など

◇印章

◎提出期限 来年2月1日(月)

◎提出・問合せ先

税務課固定資産税係

(☎47・1018)



源泉内納付税の

事業主が支払う給料・賞与に係る源泉所得税の納付期限は次のとおりです。

【毎月納付の場合】

◎12月支給分の納付期限

来年1月12日(火)

【納期特例の場合】

◎7月〜12月の支給分納付期限

来年1月12日(火)

【納期特例で延長申請をしている場合】

◎7月〜12月支給分納付期限

来年1月20日(水)

(12月31日現在で源泉所得税の滞納がない場合に限り)

※納付すべき税額がない場合でも、給与等の支払いがあれば納付書を作成の上、税務署へ直接提出してください。

◎問合せ先

米子税務署法人課税第一部門

(☎32・4121内線244)

家屋の異動報告を

1月2日から来年1月1日の間に家屋(物置や車庫などを含む)を新築、増築または取り壊した人はご連絡ください。

新築・増築で調査が済んでいない家屋については、調査員が固定資産評価に伺います。

また、取り壊した場合は現地を確認し、来年度からは固定資産税の課税対象外とします。

そのほか一定の耐震改修・省エネ改修・バリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税が減額される場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

◎問合せ先

税務課固定資産税係

(☎47・1018)

所得税の障害者控除

65歳以上で次のような人は、身体障害者手帳等がない場合でも所得税および地方税の障害者控除の対象となります。

対象者は、市長の認定が必要です。結果は、認定調査後に郵送します。

認定書は、確定申告時に提出してください。

◇精神または身体に障害があり、その程度が身体障害者に準ずる人

◇6カ月以上寝たきりで、食事・排便等の日常生活に支障のある人

◎問合せ先

健康長寿課高齢者福祉係

(☎47・1039)

12月14日(月)〜23日(水・祝日) 年末の交通安全県民運動

◎運動スローガン

～事故ゼロへ 心をつなごう
手をつなごう～

◎運動の重点

◇高齢者の交通事故防止

◇飲酒運転の根絶

◇すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◇反射材の使用と前照灯の早期点灯

◎問合せ先

環境防災課危機管理室

(☎47-1071)

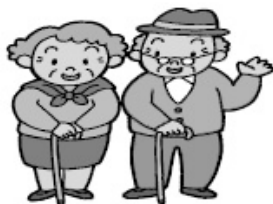


光風
KOUFU

渡部葬祭場

境港市上道町3243
(旧ジュンテンドー跡地)

☎(0859)44-5566



安心のお約束
if 共済会

ご用命は☎(0859) **33-4444**

入会は1万円のみ

月会費・年会費不要

対象:2親等以内

もしもの場合 何回でも
10%現金還元

渡部だけの特約店割引

長寿割引(90才以上)

国家公務員

日本郵政公社

JR西日本・税理士他